

「とくしま 食べきるんじょ協力店」登録制度実施要領

第1条 目的

食品ロス削減に向け、「食べきりの呼びかけ」や「食べきれる量の提供」など、エシカル消費の実践・普及に取り組む飲食店等を「とくしま食べくるんじょ協力店（以下「協力店」という。）」として登録し、食べ物を無駄にしない意識の醸成を図る。

第2条 登録対象

県内で営業する飲食店及び宿泊施設等

第3条 登録要件

仕入れ時の適量発注や、食材の使い切りなど、事業者自らが食品ロスの削減に努めるとともに、次に掲げる項目のうち2つ以上を実践すること

〈食べきりの呼びかけ〉

- 注文受付時の適量注文の呼びかけ
- 完食を促す呼びかけ
- 宴会時の「3010運動」実施の呼びかけ

〈食べきれる量の提供〉

- 希望に応じた「ごはん」の量の調節
- 小盛りメニュー・ハーフサイズメニュー等の設定

〈啓発活動の実施や情報発信〉

- ポスターの掲示、チラシの配布
- ホームページ、SNSでの情報発信
- 店内放送

〈その他〉

- 完食した顧客に対する特典の付与
- その他（ ）

第4条 登録の申請

「とくしま食べくるんじょ協力店」として登録を受けようとする事業者は、登録申請書（様式第1号）を県環境首都課へ提出する。

第5条 登録

県は、登録申請書の提出があったときは、内容を審査し、登録要件を満たしていると認めた場合は、「とくしま食べくるんじょ協力店」として登録し、県ホームページに掲

載するとともに事業者へ登録証（様式第2号、以下「登録証」という。）及び協力店マーク（以下「マーク」という。）を交付する。

第6条 協力店の役割

協力店は、マークを店頭に掲示し、来店客に対し食べきりによる食品ロス削減を啓発するとともに、県が実施する普及啓発等に協力するものとする。

第7条 登録内容の変更

協力店は、登録した内容に変更があった場合は、「とくしま食べきるんじょ協力店」登録内容変更届（様式第3号）を県へ提出しなければならない。

第8条 登録の取消

- (1)協力店は、取組内容が実践できなくなった場合や、店舗を廃止する等の理由で取組を中止する場合は、「とくしま食べきるんじょ協力店」登録中止届（様式第4号）を県へ提出しなければならない。
- (2)県は、協力店が登録条件を満たさなくなった場合や、信用を失墜する行為を行うなど、協力店として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。
- (3)登録を中止又は取り消された事業者は、登録証及びマークを県に返納しなければならない。